

議案第 2 号

関市行政不服審査会条例の制定について

関市行政不服審査会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

関市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、関市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第81条第1項に規定する機関として、関市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、前条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される会議については、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|-------------|----|-------|
| 個人情報保護審査会委員 | 日額 | 6,500 |
|-------------|----|-------|

を

」

「

| | | |
|-------------|----|-------|
| 個人情報保護審査会委員 | 日額 | 6,500 |
| 行政不服審査会委員 | 日額 | 6,500 |

に

」

改める。